

安心を
準備しましょう

合葬墓の生前申込者を公募

市では多くの人の焼骨を合同で埋蔵する施設として、合葬墓を運用しています。

市内のお墓に入りたいものの、自分の死後に諸手続きなどを行う親類や身寄りが近くにいないといった声が多く寄せられていることから、合葬墓への生前申込者を公募します。詳細についてはお問い合わせください。

※合葬墓は市で管理しますが、宗教行事などには行いませんので、永代にわたっての供養を希望する場合には寺院等への相談をお勧めします。

【令和2年度の募集内容】

▼公募数 20人

▼資格要件 次の全ての要件に該当する人

①現在弘前霊園一般墓地の使用許可を受けていない人、または生前申し込みと同時に一般墓地を返還する人

②申請をする時点で、継続して1年以上弘前市内

に住所があり、かつ満65歳以上の人

③自身の死後、その焼骨が確実に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨者を指定できる人

④合葬墓に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる人

▼受付期間 1月15日(金)～2月5日(金)、平日の午前8時30分～午後5時

▼公募申し込み方法 応募する人の身分証明書と印鑑を持参の上、環境課(市役所2階)で直接申し込みをしてください。

▼使用料 1人6万円(公募終了後、申請時に納付してください)

※応募数が公募数を上回った場合は、2月26日(金)に公開抽選により生前申込者を決定します。抽選の詳細については、応募者に事前に通知します。

■問い合わせ先 環境課(☎40-7035)

税の申告を
忘れずに

市民税県民税、所得税の申告の受け付けが始まります

令和3年度市民税県民税の申告受け付けが始まります。

各出張所地区では1月22日(金)から順次、市役所では2月5日(金)から申告会場を開設します(市役所会場では、2月12日(金)までは営業等・農業、不動産の申告がない人のみ受け付けます)。郵送での申告は1月15日(金)から受け付けます。

お住まいの地区の申告の日程など、詳しくは本紙と同時配布の「令和3年度市民税県民税申告のお知らせ(市ホームページにも掲載)」をご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために】

対面での接触機会を減らすため、市民税県民税の申告は、**自書した申告書をできるだけ郵送で提出するようお願い**します。

なお、所得税の確定申告をする人は、一部の人(※)を除いて、市民税県民税の申告が不要となります。

※上場株式などの配当等や譲渡の所得に対して、所得税と市民税県民税とで異なる課税方式を選択する人。または、令和3年1月1日現在、住所は弘前市外にあるが、家屋敷等が弘前市内にある人。

確定申告書を自宅などから提出する方法は、自宅のパソコンやスマートフォンから確定申告できる「**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**」(e-Taxについての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください)のほか、自書した確定申告書または国税庁ホームページで作成・印刷した申告書を税務署へ郵送する、税理士に申告書の作成・提出を依頼するなどの方法もあります。



【申告漏れにご注意ください】

申告が必要なのに申告しないと、「未申告」となり、公的医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療制度など)や介護保険、各種制度(障害福祉、児童福祉、公営住宅など)、教育費支援制度などの利用に影響が出たり、負担軽減が受けられなかったりするほか、「所得・課税証明書」が発行できないなどの不利益が生じることがあります。

特に、無収入または非課税収入(遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など)のみで上記の制度に関係する人は、申告漏れがないようご注意ください。

■問い合わせ・提出先 市民税課市民税第二・第三係(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎40-7025、40-7026)

【弘前税務署からのお知らせ】

所得税・消費税・贈与税の確定申告書作成会場を開設します。

▼開設期間と時間 2月1日(月)～3月15日(月)、平日の午前9時～午後4時

▼開設場所 市立観光館(下白銀町)1階多目的ホール

○駐車場利用についてのお願い

会場の駐車場は有料です。税務署を含めて駐車台数には限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

○会場への入場について

混雑緩和のため、会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は各会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。配付方法の詳細は国税庁ホームページ等によりお知らせします。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、公的年金を受給している人を主な対象として、法定申告期間開始日の2月16日(火)よりも前から申告相談を受け付けます。

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部門(本町2の2、☎32-0331、自動音声に従って「2」を選択)

新型コロナウイルス感染症の 相談・診療・検査体制

発熱などの症状がある場合の相談・受診の流れ



【かかりつけ医がいる人】

まずは、かかりつけ医等に電話相談

○かかりつけ医等の医療機関が対応可能な場合…指定された時間に受診

○対応不可の場合…他の診療・検査医療機関を案内

【かかりつけ医がいない人】

県コールセンター(新型コロナウイルス感染症コールセンター、☎0120-123-801、フリーダイヤル、24時間受け付け(土・日曜日、祝日も含む))に電話相談

※弘前市医師会(☎32-2371、平日の午前9時～午後4時)でも相談できます。

【新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある人】

受診・相談センター(保健所)に電話相談

○最寄りの保健所…弘前保健所(☎33-8521、平日の午前8時30分～午後5時15分)

詳しくはこちらから

青森県 相談・受診の目安

検索

(令和2年12月23日現在)